第 517 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和6年8月21日(水) 午前10時00分~午前11時10分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室

出席者

(公益代表委員) 中山会長、鈴木会長代理、小野木委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 梶原委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員、安田委員

(事務局)小林愛知労働局長、高橋労働基準部長、平井賃金課長、

鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、

大口賃金指導官、丹下賃金調査員

議 題 (1)愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出について

(2) その他

議事

〇佐藤賃金指導官

第 517 回愛知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局より御案内を申上げます。

本日の審議会は、報道機関によります冒頭の撮影及び会議の後半に答申時の撮影が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。冒頭の撮影終了後に開会となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報道機関の方等の撮影を可能といたしますので、どうぞ撮影をお願いいたします。

(報道機関撮影)

〇佐藤賃金指導官

それでは撮影は、ここまでとさせていただきます。また、後半に御案内差し上 げますので、それまでお待ちいただくようお願いします。

それでは、お手元に資料としまして、会議次第に合わせまして資料目次、前回までにお配りした内容と同じ内容のものですが、資料No.1 からNo.3 と別途資料としまして異議申出書等を配付させていただいております。不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併

せて御報告申し上げます。

それでは、以降の進行につきまして、中山徳良会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。

〇中山会長

皆様、おはようございます。ただ今より第 517 回愛知地方最低賃金審議会を 開催いたします。事務局は、委員の出席状況について報告をお願いいたします。

〇佐藤賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は5名全員が御出席、労働者代表委員は5名全員が御出席、使用者代表委員は5名全員が御出席となっておりますので、本日の委員定数15名全員が御出席となります。

委員総数の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の委員が出席されていますことを御報告申上げます。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数、全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを併せて御報告申上げます。以上です。

〇中山会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしており、会議が成立している旨の報告がありました。それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思いますけれども、審議に先立ちまして、小林局長から諮問についての御発言があります。よろしくお願いいたします。

〇小林労働局長

皆さん、おはようございます。愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、また大変お暑い中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本年8月5日付けで、貴審議会から愛知県最低賃金の改正決定についての答申をいただきました。この件に関しまして、8月20日までに「愛知県医療介護福祉労働組合連合会」等から合計54件の異議申出書の提出がありました。

本日は、この異議の申出の取扱いにつきまして、貴審議会の御意見を賜りたく、 諮問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〇中山会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題「(1)愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異

議の申出について」です。

小林局長から、異議申出に係る諮問がありますので、事務局は諮問の準備をお願いいたします。

(諮問文を局長に手渡す)

〇小林労働局長

それでは、私の方から諮問文を読み上げさせていただきます。

愛労発基0821第1号 令和6年8月21日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良 殿

愛知労働局長 小 林 洋 子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、別紙のとおり愛知県医療介護福祉労働組合連合会等から合計54件の最低賃金法第11条第2項の規定による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

なお、別紙に記載の異議申し出のあった団体名につきましては、このあと、事務局の説明 において御紹介しますので、読み上げを省略いたします。

(局長から諮問文を会長に手交)

〇中山会長

それでは、事務局で諮問文の写しの配付をお願いいたします。

(諮問文(写)を全員に配付)

〇中山会長

お手元に来ましたでしょうか。それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から説明を

お願いいたします。

〇平井賃金課長

説明させていただきます。異議申出の書面は、別途資料として配付をしております。提出のありました異議申出内容につきましては、直前になりましたが、全て事前に各委員の皆様へお送りし、確認をいただいております。資料の表紙の「提出者一覧」に記載のとおり、提出いただいた順に、申出内容の概要につきまして、時間の関係もございますので内容を抜粋して申し上げさせていただきます。なお、答申の内容以外に対する御意見や重なるような内容及び大変恐縮ですが団体名の敬称は省略をさせていただきたいと存じます。

まず資料をめくっていただきまして、右上に番号を付記し、下にページ数を記載しております。まず初めに、1ページ目番号1は、愛知県医療介護福祉労働組合連合会から提出がありました異議申出書です。

最低賃金の大幅な引上げは、医療・介護労働者の賃金水準の引上げ、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善などに極めて重要であって、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも大幅に上積み、早期に愛知県最賃を1,500円以上にしていく必要がある、などと異議が記載されております。また、「最低生計費試算調査」による全国どこでも月額26万円必要の結果にかなう水準に最低賃金を引上げることなどの点を踏まえて再審議し、改定額に反映することを要望する、などの意見が記載されています。

続きまして3ページ番号2です。愛知県民医連労働組合連合会から提出がありました異議申出書です。

政府はケア労働者の賃上げの必要性を打ち出したが、2024年の診療報酬改定と介護報酬改定では、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけ、また、十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃しており、答申された金額より上積みすることが必要であり、それは可能である、などと異議が記載されています。

また、地域間賃金格差をなくし、医師、看護師、介護職員の地域間偏在を解決するため、全国一律最低賃金制が必要であることなどの点を踏まえ再審議し、改定額に反映することを要望する、などの意見が記載されています。

4ページ番号3です。全日本建設交運一般労働組合愛知県本部から提出がありました異議申 出書です。

市民への宣伝行動では「時給が上がらないと、学校に通えなくなる。」などの切実な生活背景を訴える声があり、長引く物価高騰の中、賃上げ率の低い業界での慢性的な人出不足・離職率の高い状態を解消するための賃金の底上げには、最低賃金の引き上げが必須条件であり、50円の引き上げでは納得できない、などの異議が記載されています。

また、専門部会の傍聴は実現したが、別室での打ち合わせが行われ、なぜ 50 円という額になったのか、審議過程は不透明なままであり、透明性を持った会議運営を求める、などの意見が記載されています。

6ページ番号4です。愛知県高等学校教職員組合春日井西分会から提出がありました異議申出書です。

物価高騰が止まらない中、小売や飲食業のアルバイト労働者の時給は最低賃金すれすれの条件が多く、卒業後の生活や家計の足しにするためにアルバイトをせざるを得ない高校生や奨学金を受給してもまだ生活が苦しい大学生、奨学金返済に追われる非正規労働者等が少しでもまともな生活を送るためには、最低賃金の大幅な底上げが喫緊の課題である、などの異議が記載されています。

また、審議会が休会中の協議も含めて全面的に公開され、非正規労働者を含む労働者の生の声が反映されることを強く切望する、と意見が記載されています。

7ページ番号5です。尾張教職員労働組合から提出がありました異議申出書です。

物価上昇はとどまるところを知らず、この8月も642品目もの食品値上げ、電気代も上がっている状況でエアコンを使うどころか、その日の食費にも困る家庭がある。非正規雇用労働者あるいは低賃金で働かざるを得ない人たちの生活実態を踏まえた議論が必要である。小学校の授業では子供たちが活発に意見を発信するが、審議会では一部の委員の発言しか聴けない。岸田首相も「最賃1,500円」を明言しており、最賃1,500円がすでに国民世論である中、中央の目安通りの50円では全く足りない、などの異議、意見が記載されています。

9ページ番号6です。尾張中部地区労働組合総連合から提出がありました異議申出書です。 物価高騰が止まらず、多くの人々が苦しい生活を強いられている中、「愛知県の最低賃金を 50円上げて1,077円にする」との答申では十分ではない。アルバイト学生、パートタイマ ー、非正規職員等の生活に苦しむ弱い立場の人々が少しでも良い生活ができるよう再考を強く 求める、などと異議が記載されています。

また、審議会は、従来よりは公開性の面で前進したが、まだまだ不十分であり、県民が納得のいく形での公開審議が行われることを強く求める、との意見が記載されています。

10ページ番号7です。名古屋ふれあいユニオンから提出がありました異議申出書です。

物価高騰を考慮し最低賃金 1,500 円に引き上げるよう求めます。現在すでに人間らしい暮らしには最低賃金 1,500 円が必要であり、何かを切り詰めなければ生活ができない状況にある労働者への配慮が十分ではない、などと異議が記載されています。

また、行政による生産性の向上への支援など必要な施策を実施し、中小企業であっても確実 に賃金引き上げができる環境を整えるよう求めます。専門部会において、休会と称して非公開 で二者間協議が行われるなど審議会の進め方には疑問が残ります。しかし、審議会で昨年まで 見られなかった三者間の議論があったことなどは一定評価します、などの意見が記載されています。

12ページ番号8です。愛知県教職員労働組合協議会から提出がありました異議申出書です。 審議会が「最低賃金を1,077円」と答申したことに愛教労は異議を申し出ます。保護者が夏 休みは短い方がよいと言うのは、物価高騰が続く中、夏休みは給食がなく家で食事を用意し、 光熱費もかかることが背景にある。岸田首相は春に「大幅な賃上げがカギ」「時給1,500円を 目指す」と言っていたのに、中央の目安通り50円の引上げに終わりました。審議会で意見の 応酬は見られず、審議は尽くされたとは言えないのではないですか。最低賃金審議会で更なる 審議を望みます、と異議が記載されています。

14ページ番号9です。愛知地区教職員労働組合から提出がありました異議申出書です。 今回の答申は、わずか50円の引上げであり、ひと月9,000円程度にしかならない。速やか に最低賃金を1,500円にするべきである。「最低生計費試算調査」では月額24万円必要であ る。50円引上げの時給1,077円では年収200万円程度で、8時間働けば人間らしく暮らせる ための最低金額にはなりえない。誰でも8時間働けば最低限の生活が送れる最低賃金を求め る、などと異議が記載されています。

15ページ番号 10 です。愛労連パート臨時労組連絡会から提出がありました異議申出書です。

目安額 + 0 円では、1 日 8 時間働いても人間らしい暮らしができません。愛知の最低生計費 試算調査での時給 1,600 円前後に見合った最低賃金へ引き上げてください、などと記載されています。

また、全国の過半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現し、非 正規労働者の当事者の声を聞いてください。最低賃金に関する話し合いはすべて議事録を作成 して、すべての関係する議論の公開を求めます、と意見が記載されています。

16ページ番号 11 です。愛知県労働組合総連合女性協議会から提出がありました異議申出書です。

目安額 + 0 円では、女性の貧困はなくなりません。他県では鳥取の+7 円をはじめ、目安額を上回る答申が多数出る中、なぜ愛知県では 0 円なのか県民は知る権利があります。非公開部分が 5 時間以上もあり、その中で何が行われているのか全く分からないことは異常です。中央が示した頻繁に購入する品目の物価上昇率 5.4%で計算すると愛知県の最低賃金額は 1,082 円、55 円の加算となる。頻繁に購入する品目はなくてはならないものばかり、その品目の上昇率を考慮せず決定されていることは、生活必需品を買わない生活に困っていない人々が独断で決めていると思われかねない。中央を参考にするならば、考慮するデータや指数をもっと時間をかけて調べ、議論を重ねるべきではないでしょうか、などと異議が記載されています。

17ページ番号 12 です。生協労連コープあいち労働組合から提出がありました異議申出書です。

わずか 50 円の改定で、1,077 円では、生活を維持していくことはできません。コープあいちでの最低賃金は時給 1,030 円で、ダブルワークをするアルバイトやパートもいます。長時間労働となり、健康面も心配であり、ダブルワークをする必要のない賃金で生活ができる社会づくりが必要です。さらに大幅な最低賃金の引上げを求めます、などと異議が記載されています。

18ページ番号 13 です。国鉄労働組合名古屋地方本部から提出がありました異議申出書です。

最低賃金は、世界を見るとイギリス約 1,729 円、フランス約 1,608 円などであり、今年こそは 1,500 円以上への引上げで世界水準へ迫ることを求めます。若者の経済的自立を促し、県の人口減少に歯止めをかける確かな道となるのではないでしょうか。食品値上げが本当に家計を圧迫しています、などと異議が記載されています。

19ページ番号 14 です。生協労連愛知県協議会から提出がありました異議申出書です。

最低賃金の改定に最も影響を受ける非正規・時間給労働者の厳しい生活実態に向き合い、普通の生活ができる水準「1,500円」への引き上げに向けてさらなる審議を求めます。非正規労働者の実態や要望が審議に反映されたとは到底思えない状況であり、異議の審議の場で非正規労働者による意見陳述の機会を作ることを再度要請します、などと意見が記載されています。

20ページ番号 15 です。北医療生活協同組合労働組合から提出がありました異議申出書です。

医療・介護の現場では、非正規雇用労働者をはじめ、最低賃金に張り付いたような雇用が多く、今回の「50 円答申」では他の好条件の業界に転職する人が続出し、医療・介護の現場が成り立たなくなる恐れがあります。医療・介護のケア労働者にとっては、賃金は上がらないし、物価高騰で生活が苦しくなっている事実があり、今回の審議会答申に強く異議を申し出ます、などと異議が記載されています。

21 ページ番号 16 です。千種名東地域労働組合総連合から提出がありました異議申出書です。

1,077 円では物価上昇に追いつきません。今すぐにでも 1,500 円を実現することが強く求められています、などと異議が記載されています。

また、審議のすべてを公開し、非正規労働者の意見を述べる機会を作ることを要望する、と 意見が記載されています。 22ページ番号 17 です。生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会から提出がありました異議申出書です。

非正規雇用の多い若者と、低年金で働かざるを得ない高齢者は最低賃金に近い低賃金で働かざるを得ず、50円では全く改善につながらない。最低賃金の引き上げとこれに見合う下請け工賃の引き上げ、中小企業への助成こそが必要であり、今回の答申はさらなる格差拡大となるものであり、異議を申し立てる。大幅に引き下げられた生活保護費との比較は不適切であり、答申の理由に付記したことの撤回を求める、などと異議が記載されています。

23ページ番号 18です。全日本年金者組合安城支部から提出がありました異議申出書です。 審議会では最賃 1,500 円の世論の受け止めについて審議が行われていません。今年度の最低 賃金が 50 円引上げた 1,077 円では生活の改善につながりません。庶民の要求である最低賃金 1,500 円、今すぐ 1,100 円の審議を行ってください。最低賃金を支払い能力に限定し、生活給 的視点が弱い答申には異議があります、などと意見が記載されています。

25ページ番号 19 です。愛知働くもののいのちと健康を守るセンターから提出がありました異議申出書です。

愛労連は、今回の審議にあたり、「愛知県最低賃金を 1,500 円になどの要請」署名 9,210 筆分、オンライン署名 3,424 人分を提出し、街頭シールアンケートでも 84%が 1,500 円以上を求めていますが、こうした世論を受け止めた審議が行われていません。真摯に 1,500 円、1,100 円の審議を行ってください、などと異議が記載されています。

27ページ番号20です。全トヨタ労働組合から提出のあった異議申出書です。

生活必需品全般に渡る物価上昇は庶民の生活を脅かしています。労働者の生活実態を反映させていない今年度の最低賃金の答申には異議があります。審議会で最低賃金 1,500 円の世論の受け止めについて審議を行ってください、などと異議が記載されています。

29ページ番号 21 です。愛知県高等学校教職員組合刈谷東高校分会から提出がありました異議申出書です。

わずか 50 円引き上げでは生活の改善にはほど遠い額です。労働者代表が審議の中で触れた署名や 1,500 円の意見書、連合が主張したリビングウェイジの 1,100 円の審議を行ってください、などと異議が記載されています。

31ページ番号 22 です。愛知県高等学校教職員組合豊田市立特別支援学校分会から提出がありました異議申出書です。

これまで私たちは今すぐ 1,500 円以上の要求をしてきました。諸外国との比較からすれば、1,500 円でも十分ではありませんが、生活改善や地域経済にも消費に好影響を与えます。最賃の引上げは賃金の底上げにつながります、などと異議が記載されています。

33ページ番号 23 です。全日本年金者組合岡崎支部から提出がありました異議申出書です。 最低賃金を支払い能力に限定し、生活給的視点が欠落した答申には強い異議があります。 1,077 円では生活の改善につながりません。世論となっている最低賃金 1,500 円、今すぐ 1,100 円の審議を行ってください、などと異議が記載されています。

35ページ番号 24 です。愛知県高等学校教職員組合西三河南支部から提出がありました異議申出書です。

最低賃金の制定は、私たちの賃金など労働条件の改善に大きな影響を与えますが、わずか 50 円引上げでは生活の改善にはほど遠い額です。生活実態を反映させていない今年度の最低賃金 の答申には異議があります、と異議が記載されています。

37ページ番号 25 です。愛知県高等学校教職員組合西三河北支部から提出がありました異議申出書です。

今年度の専門部会では、第2回から第4回で休会時間が5時間以上あり、休会時間中に実質的な審議が行われ、議事録もありません。公開の場でもっと時間を取り、県内の使用者・労働者が納得のいく議論をすることが審議会と専門部会に課せられた責任ではないでしょうか、などと異議が記載されています。

39ページ番号 26 です。西三河地域労働組合総連合から提出がありました異議申出書です。 私たちの周囲を見渡すと、生活が困窮するもとでは消費が進まず、経済も活性化せず、企業 経営は厳しくなるばかりではないでしょうか。最低賃金の引き上げは賃金の底上げにつながり ます。1,077 円では生活の改善につながりません、などと異議が記載されています。

41ページ番号 27 です。名古屋市立大学教職員組合から提出がありました異議申出書です。 大学・医療分野での人員確保のためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要であり、わずか 50 円の引き上げでは物価上昇にも追い付かず、時給 1,500 円は職員が求める最低限の賃金水準で あるため、50 円引き上げの答申を見直し、大幅に増額することを切望する、などと異議が記載されています。

42ページ番号 28 です。東三河労働組合総連合から提出がありました異議申出書です。 答申した 1,077 円に年間総労働時間目安 2000 時間を乗じてみると 2,154,000 円であり、 今回の改正でも労働者はワーキングプア近傍で来年も生きろと言っているのに等しく、抜本的な改善を早急に求めます、などと異議が記載されています。

43ページ番号 29 です。日本自治体労働組合総連合愛知県本部から提出がありました異議申出書です。

答申 1,077 円が、労働者の声を真に反映したとは思えず、生活改善につながりません。 最賃引き上げで賃金の底上げを図り、同時に中小企業支援を進め、経済の活性化を図ることが 企業経営に好影響をもたらします。あらためて、審議会を開催し、目安を上乗せする答申を出 し、1,500 円に近づけることを要請する、などと意見、異議が記載されています。

45ページ番号30です。愛知県労働組合総連合労働相談センターから提出がありました異議申出書です。

最低賃金近傍で働く労働者から、最近の物価高騰の中で、生活が守れず、賃金 50 円の引き上げでは、生活改善を望むこともできないため、最賃 1,500 円以上を要望する、と異議が記載されています。

また、意見陳述を実施し、非正規労働者やケア労働者の声を聞くこと、などの意見が記載されています。

46ページ番号 31 です。愛知県国家公務関連労働組合共闘会議から提出がありました異議申出書です。

食品値上げは1万品目を上回り、物価高は10月以降も続くことは明らかであり、止まらない物価上昇と労働者の生活困窮は50円引き上げの1,077円では生活改善にほど遠い額です。 最賃1,500円の世論を真摯に受け止め、愛知の若者の期待に応える審議を求めます。審議会で提出された生計費に関わる資料について、使用者寄りで労働者の生活費を軽視しているため、2人以上の世帯の生計費ではなく、単身の勤労世帯の資料を用いるべきです、などの異議、意見が記載されています。

48ページ番号32です。愛知県国家公務一般労働組合から提出がありました異議申出書です。

経済活性化に向けて、愛知県内の中小企業への支援策を具体的に働きかけ、答申でも触れることが重要です。最賃 1,500 円の世論を真摯に受け止め、愛知の若者の期待に応える審議を求めます。専門部会では、第 2 回から 4 回で休会時間が 5 時間以上あり、その休会時間中に実質的な審議が行われ、どんな審議がなされたのか不明であり、公開の場でもっと時間を取り、県内の労働者が納得のいく議論を行う責任があります、と異議が記載されています。

50ページ番号 33 です。国土交通労働組合東海建設支部愛知県協議会から提出がありました異議申出書です。

最低賃金額と人口流出の相関関係は明白であり、ここに立脚しつつ、愛知県の企業の魅力向上と一定レベル以上のスキルを持ったスキルある労働者確保のため、魅力ある仕事の創出と地域経済を活性化させていく責任の一端が愛知最低賃金審議会にはあります、などと異議が記載されています。

52ページ番号34です。全労連・全国一般労働組合愛知地方本部から提出がありました異議申出書です。

最低賃金 1,077 円では、自立して生活ができるような賃金ではなく、生活費を賄えないので、すぐに全国一律 1,500 円に最低賃金を引き上げてください。労働者の意見を反映させ、効果的な中小企業支援を実施してください、などと意見が記載されています。

53ページ番号 35 です。愛労連ケアワーカー対策委員会から提出がありました異議申出書です。

関東圏への人口流出に歯止めをかけ、愛知県の多くの産業・労働分野の活性と地域経済の発展のため、また、医療・介護・保育・福祉事業など最低賃金近傍で働くケア労働者などの賃上げにより、人材確保・定着の観点から、最低賃金 1,500 円以上引き上げを強く要請します、と異議が記載されています。

55ページ番号36です。全日本国立医療労働組合愛知地区協議会から提出がありました異議申出書です。

愛知県は多くの産業指標が神奈川県や大阪府を上回っており、東京に次ぐ全国 2 位の最低賃金水準に引き上げるべきである。最低賃金の相場で雇用され、苦しい生活を強いられている労働者とその家族が多数存在し、50 円の引き上げでは生活水準どころか、物価上昇による生活への影響を考えると県民生活の向上につながる引き上げとは到底言えません、などと異議が記載されています。

56ページ番号 37 です。全日本国立医療労働組合名古屋医療センター支部から提出がありました異議申出書です。

東京都や大阪府などとの格差は解消されず、中央目安の是非だけを審議していては、県独自の判断、自主性はなく、また、議論非公開、議事録非公開では何が審議されているかわかりません。中央に忖度した議論ではなく、県の独自性を発揮し、県内の労働者が納得できる答申を行っていただきたい、などと意見が記載されています。

57ページ番号38です。革新県政の会から提出がありました異議申出書です。

物価高騰が続く中、安心して健康に暮らしていける水準を実現させるために、生活が苦しい 労働者・学生に寄り添い、最低賃金を早期に 1,500 円実現することを目指しましょう、などと 異議、意見が記載されています。

59ページ番号 39 です。愛労連ローカルユニオンから提出がありました異議申出書です。 時給 1,500 円でも年収 246 万円で生活するには不十分な額です。愛知地方最低賃金審議会の 50 円の引き上げでは不十分であり、納得できません。大幅な引き上げが必要です。あわせて全国一律の最低賃金制度はどうしても必要です、などと異議が記載されています。

60ページ番号40です。郵政産業労働者ユニオン名古屋北支部から提出がありました異議申出書です。

今回の最低賃金審議会は、生計費の原則に基づかず、労働者の賃上げにつながらず、産業間・地域間の人手不足の解消につながらない、中央の答申を追認する 1,077 円という結論に異議を申し立てます、などと記載されています。

61ページ番号 41 です。郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会から提出がありました異議申出書です。

日本郵政グループ各社は、非正規雇用の多くを占める時間給契約社員の基本給を地域別最賃 に連動させています。最低賃金に張り付いた賃金で働いている若年労働者は少なからず、物価 高騰の中で生活の安定すら得られない状況から、早急に時給 1,500 円を目指した改定が必要で す、などと異議が記載されています。

62ページ番号 42 です。東海圏大学非常勤講師組合から提出がありました異議申出書です。 愛知最低賃金審議会は、県内の生活困窮世帯や女性・青年学生層の時間給で働く労働者・県 民に対する責任を果たしていません。例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前 倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1,500円以上への諮問を行ってください。今年 度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください、などと異議が記載されています。

72ページ番号 43 です。年金者組合名古屋中支部から提出がありました異議申出書のです。 現下の物価高騰の推移と予測の判断、それにともなう県内の低賃金労働者の生活実態に対応できないなら税金の無駄遣いではないでしょうか。現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください、などの意見が記載されています。

82ページ番号44です。全労連・名古屋中地域労働組合センターから提出がありました異議申出書です。

中賃目安通りの 50 円引き上げ、1,077 円の不十分な答申を直ちに取り消し、1,500 円以上の物価高騰を上回る諮問・答申を行ってください、などの異議、意見が記載されています。

92ページ番号 45 です。第 101 回栄総行動実行委員会から提出がありました異議申出書です。

生存権・国の社会的使命を果たすためには、直ちに最低賃金 1,500 円以上が必要であり、独立単身生計での勤労世帯の生計費に基づいた審議のやり直しを強く求めます。愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10 月 1 日施行より前倒しをしてでも、

物価高騰を大幅に上回る改定額 1,500 円以上への諮問を行ってください、などと異議、意見が記載されています。

102 ページ番号 46 です。全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部から提出がありました異議申出書です。

異議が出されていること自体を深刻に受け止めていただき、少なくない労働者・県民が今の物価高と低賃金に追い詰められている現実を直視した再審議を行ってください。最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素においての支払い能力を、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、生計費は「基礎的支出項目」指数、「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛労連が行った「最低生計費試算調査」を参考資料として再審議してください、などと異議が記載されています。

112ページ番号47です。自交一般あいちから提出がありました異議申出書です。

1,077 円では韓国より下回っています。国際的観点からも 2,000 円への引き上げを検討してください、などと意見が記載されています。

122 ページ番号 48 です。障害者労働組合から提出がありました異議申出書です。

中賃の目安通りの 50 円の引上げ 1,077 円では、さらなる物価高騰のさなかに生活ができない。既に 20 の県が目安を上回る引上げの答申をしている。1,500 円以上に引上げて生存権を保障。単身勤労世帯の生計費にもとづいた審議のやり直しを。専門部会は二者協議を含めて全面公開すべき。当事者による意見陳述を実施、などの意見、異議が記載されています。

127ページ番号 49 です。回転寿司ユニオンから提出がありました異議申出書です。 たったの 50 円引き上げの 1,077 円の答申に、断固抗議する。人間らしい文化的な生活には、ただちに 1,500 円以上が必要。単身勤労世帯の生計費に基づいた審議のやり直しを求める。労働者・県民は、物価高騰と低賃金で絶望的に追い詰められている、などの異議、意見が記載されています。

132ページ番号 50 です。全日本年金者組合愛知県本部から提出がありました異議申出書です。

愛知県最低賃金1,077円では、若者や退職後の劣悪な労働条件で働く高齢者の生活を保障する金額とは言えず、物価高騰が続き、高熱水費の値上げで、生活改善にはつながらない。若者や高齢者が安心して働ける環境を保障し、県外への流出をなくし、必要な人材を確保することが重要で、少なくとも最低賃金は1,500円必要である、などと異議が記載されています。

133ページ番号 51 です。愛知地域労働組合きずなから提出がありました異議申出書です。物価高騰などで労働者の実質賃金は 26 か月連続でマイナスとなり、50 円の引き上げでは生

活水準の抜本的な改善にはつながらない。また、中小零細企業、非正規労働者は最も厳しい状況に置かれ、可処分所得が特に目減りしている現状を踏まえ、県民の期待を裏切らず、1,500円以上の最低賃金実現を強く要望する、などと異議が記載されています。

134 ページ番号 52 です。郵政産業労働者ユニオン名古屋貯金支部から提出がありました異議申出書です。

郵政の時給制契約社員は最低賃金近傍で契約しているために家賃支払い、光熱費の高騰で生活が圧迫され、食費を切り詰める状況であるため、愛知県でまともな暮らしをするには時給 1,500 円は必要である、などと異議が記載されています。

135ページ番号 53 です。あいち非正規公務員 1 万人組織化プロジェクトから提出がありました異議申出書です。

労働分配率の改善につながらない水準であること、物価上昇を反映する水準でないこと、 労働者の生計費が改正決定に反映されていないこと、男女の賃金格差の是正につながる水準で ないこと、十分な審議が尽くされた改正決定とは考えられないこと、などから愛知地方最低賃 金審議会の改正決定に強く異議を訴えます、と記載されています。

136ページ番号 54 です。愛知県労働組合総連合から提出がありました異議申出書です。

最低賃金額 1,077 円では低額すぎること。労働者委員が主張した 1,100 円、愛労連が提出した 1万人を超える署名、47 通に及んだ 1,500 円を求める意見書について、説明が 20 数分行われただけで、なぜ 1,077 円とするのか、その根拠とともに審議も全く不十分であること。しかも公開された専門部会の審議をはるかに上回る、5 時間以上の非公開の協議で事実上、額が決まったこと。私たちは中小企業への財政支援を政府へ要望するよう要請してきたが現時点で具体化されていないこと。最賃法第 9 条にもある「労働者の生計費」「賃金」「事業の支払能力」のうち、労働者の生計費にかかる資料がまったく不十分であること。関東圏への人口流出の議論で使用者委員の主張が看過できないこと。また、同 25 条に基づく労働者の意見陳述が行われなかったこと、などと異議が記載されています。

以上、54件の異議申出がありました。事務局からの説明は以上です。

〇中山会長

ただ今の事務局の説明について、何か御質問等があればお願いいたします。

(特になし)

〇中山会長

よろしいでしょうか。御質問等がなければ、ただ今の異議の申出についての審議に移りたい

と思います。異議の申出に対して、労働者代表委員、使用者代表委員にこれから御意見を伺い たいと思います。まず、労働者代表委員からお願いいたします。

〇寺田委員

労働者委員の寺田です。よろしくお願いいたします。お時間をいただきありがとうございま す。労側委員を代表して発言させていただきます。

ただ今、御説明をいただいた異議申出の内容については、私共事前に確認させていただきました。求める考え方を含めて、審議会の中で我々が主張していた内容と方向性はほぼ同じものと受け止めております。昨年より続いている物価高騰の中、最低賃金近傍で働く方々の生活は非常に厳しく、生活安定に向けた改善の必要性とか、我々が主張しました関東圏をはじめとする県外への人材流出防止の観点も含めて、これまで議論をさせていただきました。

改正金額につきましては、プラス50円で過去最高となったものの、私共が主張していた金額 に届かなかった点につきましては、非常に残念であると考えております。

また、今回の異議申出にもあるとおり、物価高の中、非常に厳しい生活を強いられている労働者の方が多くいるということについては、重く受け止める必要があると考えております。

しかし、今春の春闘での賃上げの流れをはじめとしたこの流れを、愛知県内にいち早く波及させる点から、やはり発効日にもこだわる必要もあると考えております。

よって、今回の答申に関しては、労側委員としてはしっかりと尊重したいと考えております。

また、答申にも記載がありました最低賃金、賃金の引上げに向けては、中小、小規模企業や、医療、介護の業種とそこで働く方々への支援強化だとか、いわゆる年収の壁を意識せずに働ける環境整備を進めることが、きわめて重要だと考えております。より実効性ある取組みが進むように切に要望したいと考えております。

次年度につきましては、物価上昇が続いているこの中で労働者の生活を安定させること、東京圏をはじめとした人材流出は重要な課題と考えておりますので、次年度もこの点をしっかり とこだわりながら審議に臨んでまいりたいと思っております。以上でございます。

〇中山会長

ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員からお願いいたします。

〇梶原委員

私の方から意見を申し上げたいと思います。

まず、結論から申し上げますと、答申で出されましたプラス 50 円、1,077 円の金額、これにつきましては答申を尊重してこのままでよろしいのではないかと考えております。

我々使用者側といたしましては、賃金引上げの必要性、重要性、最低賃金の引上げの重要性を 十分理解したうえで議論に臨んだということで、議論に臨むにあたって、労側、いろいろな労働 者の方から御意見を頂戴して、それを尊重して踏まえながら議論をしてきたつもりです。そうい った中で今回の 50 円の引上げの根拠につきまして、前回の答申等で公益の委員の方々からお話のありましたとおり、名古屋市の物価、それから春の賃上げ、こういった数値を基にして決められたものであること、それから、中小企業の現状といたしまして、いわゆる価格転嫁の問題、サプライチェーン全体での適切な利益の配分、付加価値の配分、こういったような課題がまだまだ大きく残っているというようなことで、改善に向けてはまだ道半ばであると、そういったことも踏まえてこの 50 円ということが決められたと理解をしておりますので、この金額でよろしいのではないかと考えております。

あと、今回の異議申立の中でも、やはり企業が、特に中小企業が継続的に賃上げできる環境整備への支援ということを、たくさんの労働者の方から御意見として頂戴しております。この点につきましては、我々も全く同意見ですので、改めて行政側につきましては、企業が継続的に賃上げできる環境整備、この点について、労側委員からも御意見がありましたけれども、実効性のある適切な施策を立案して早急に実行していただくというようなことを、改めてこの場でもお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

〇中山会長

ありがとうございました。ただ今、労働者代表委員、使用者代表委員から御意見を伺いました。公益委員を含めてまとめますと、公労使三者で真摯な議論を重ねてきたと思っております。 その際には、事務局から提供いただきました統計資料、労働者代表委員からいただきました資料、使用者代表委員からも資料をいただきまして、それに基づいて議論を行ったと思っております。その際には労働者の生計費、労働者の賃金、そして通常の事業の賃金支払い能力の観点、三要素ですね、三要素についても十分審議したのではないかと思っております。

そして、中央最低賃金審議会の公益委員の見解である目安を十分に参酌して議論をしてきたと考えております。

ただ今、労働者代表委員、使用者代表委員から意見もありましたとおり、労働者団体等から提出された異議申出書の内容も踏まえて議論を尽くしたと考えております。従いまして本年8月5日付けの答申については妥当であると考えます。

このため、異議申出に対する答申については、答申を見直す必要はなく、答申どおりの決定と することが妥当であると考えておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員に確認、異議なし)

〇中山会長

御承認いただきましたので、愛知労働局長宛て答申について、これから答申文(案)を準備いたします。事務局で準備をいたしますので、ここで5分ほど休憩といたします。

(事務局が答申文(案)を準備)

〇中山会長

それでは再開させていただきます。

(会長に答申文 (案) を手交し、確認を求める)

〇佐藤賃金指導官

では各委員に配付をお願いします。

(会長確認後、答申文(案)を全員に配付)

〇中山会長

お手元にいきましたでしょうか。それでは、事務局から答申文(案)の読み上げをお願いいた します。

〇鈴木主任賃金指導官

(案)

令和6年8月21日

愛知労働局長

小 林 洋 子 殿

愛知地方最低賃金審議会 会 長 中 山 徳 良

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和6年8月21日貴職から、令和6年8月5日付け愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙54件の異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙につきましては、本日の諮問文と同様のため、読み上げは省略いたします。以上です。

〇中山会長

ありがとうございます。ただ今の答申文(案)について、何か御意見等があれば、お願いいた します。

(特になし)

〇中山会長

よろしいでしょうか。特に御意見等がございませんでしたので、これより労働局長に答申したいと思います。事務局は答申文正本の準備をお願いします。

〇佐藤賃金指導官

撮影を希望される方は、事務局が御案内しますので御準備をお願いします。

(会長より答申文を局長に手交)

(報道機関撮影)

(答申文(写)を全員に配付)

〇佐藤賃金指導官

撮影される方は御案内しますので、そちらへ御移動をお願いします。

(報道機関 撮影場所移動)

〇中山会長

ここで、小林局長から答申を受けての御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

〇小林労働局長

ただ今、「愛知県医療介護福祉労働組合連合会」等から提出のありました 54 件の愛知県最低 賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出につきまして、御審議をいただきました結果、「令 和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をいただきました。

本年7月4日の諮問以降、本日まで、委員の皆様方には大変熱心に御議論いただきました。本 当にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

今後の手続き等のスケジュールですけれども、本日の答申を受けまして、愛知県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続き、これを本年8月30日に行い、10月1日の効力発生を予定し

ているところでございます。

私共労働局といたしましては、今後、改定最低賃金の周知広報また履行確保に万全を期していきたいと考えております。また、中小企業・小規模事業者に対する各種支援策につきましては、自治体、関係機関とも、しっかり連携をして積極的に周知、利用促進を図ってまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましても、各方面に対する御協力等を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、今後9月に入りますと、特定最低賃金の改正についての審議が予定されておりますので、 今後も引き続き、御審議を賜れればと思っております。よろしくお願いいたします。 本日は、ありがとうございました。

〇佐藤賃金指導官

撮影は以上となります。ここで終了とさせていただきます。それではお願いいたします。

〇中山会長

局長、どうもありがとうございました。次に、議題(2)「その他」に入ります。労働者側、使用者側から何かありますでしょうか。

(特になし)

〇中山会長

よろしいでしょうか。

事務局から何か連絡事項等、ありますでしょうか。

〇平井賃金課長

今後のスケジュールについて、局長からも説明がございましたが、本審議会終了後、直ちに愛知県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続を行います。官報公示の予定は本年8月30日金曜日であり、公示の日から起算して30日経過した日は9月29日日曜日ですが、10月1日の指定日発効となります。以上です。

〇中山会長

ただ今の説明について、何か御質問等はあればお願いしたいですが、よろしいでしょうか。

(特になし)

〇中山会長

本日の議事はこれで全て終了いたしました。以上をもちまして、第517回愛知地方最低賃金

審議会を閉会いたします。
本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。
(令和6年8月21日) 第 517 回愛知地方最低賃金審議会 議事録